

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人）における資格喪失日に係る記録を平成11年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成11年5月31日付けでA法人を退職したにもかかわらず、同年同月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人から提出のあった申立人に係る人事記録及び人事異動通知書によると、申立人は、平成11年5月31日付けで同法人を退職していることが確認できる。

また、B法人は、「人事記録等の日付から考えると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出は、平成11年6月1日付けで行ったものと考えられる。また、月末まで勤務し、翌月1日に資格喪失した者に係る対象月の厚生年金保険料は、給与から控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人に係る平成11年4月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を平成11年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が

同年同月同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
A社からD社（現在は、E社）への異動により、昭和51年10月31日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。その期間に係る保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社F支店の回答、申立人に係るG健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社C工場からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年11月1日とするべきところ、事務過誤により同年10月31日と届け出たものと思われる。」と回答し、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
A社からD社（現在は、E社）への異動により、昭和51年10月31日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。その期間に係る保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社F支店の回答及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社C工場からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年11月1日とするべきところ、事務過誤により同年10月31日と届け出たものと思われる。」と回答し、申立人の資格喪失日を誤って

届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
A社からD社（現在は、E社）への異動により、昭和51年10月31日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。その期間に係る保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社F支店の回答、申立人に係るG健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社に継続して勤務し（昭和51年11月1日にA社C工場からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年11月1日とするべきところ、事務過誤により同年10月31日と届け出たものと思われる。」と回答し、申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで

私は、昭和53年8月21日にA社B支店にC職員として採用され、同支店で研修を受けた後、同年11月25日に訓練を受けるため本社D事業所に異動したが、申立期間の年金記録が欠落しているため、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する経歴表及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年11月25日に同社B支店から同社本社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和53年10月25日となっていることから、事業主は、資格喪失日を同日として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から5年10月1日までの期間及び同年12月1日から6年1月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、4年3月から5年9月までは44万円、同年12月は20万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年1月31日までの期間(5年12月1日から6年1月31日までの期間は、上記訂正後の期間)について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年1月31日まで

A社に勤務していた平成4年3月1日から6年1月31日までの期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額(毎月42万円から43万円以上)に見合う標準報酬月額よりも低い8万円となっていることに納得できない。調査の上、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年3月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、同年4月27日付けで、4年3月1日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年1月31日までの期間に係る標準報酬月額についても、当初、20万円と記録されていたところ、

申立人の被保険者資格の喪失日（同年同月同日）より後の同年4月6日付けで、5年12月1日に遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人のA社からの給与振込先であるB銀行C支店（現在は、D銀行E支店）における申立人に係る取引履歴によると、平成4年3月1日から5年10月1日までの期間及び同年12月1日から6年1月31日までの期間におけるA社からの給与振込額は、各月とも約36万円から40万円であることが確認できる。ところが、当該給与振込額に、遡及訂正前の標準報酬月額（44万円又は20万円）に見合う厚生年金保険料控除額等を加算すると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正前の標準報酬月額に近い額又は超える額となることが確認できる。

また、申立人のほかにも、A社における複数の被保険者（事業主を含む。）が、申立人と同日付けで、遡って標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

さらに、当時、A社が厚生年金保険料を滞納していたかどうかについては、同社の所在地を管轄する年金事務所に関連資料が残っておらず、申立期間当時及び厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の元事業主からも回答を得られないため明らかではないが、前述のとおり、2回にわたって複数の従業員の標準報酬月額の遡及訂正が行われており、当時の取締役が、「当時、社会保険料を滞納していたことを聞いたことがある。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、同社が保険料を滞納していた可能性は否定できない。

加えて、商業登記簿謄本の記録から、申立人はA社の役員ではなかったことが確認でき、申立人が当該遡及訂正に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月27日及び6年4月6日付けで行われた2回の遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人の標準報酬月額を4年3月1日及び5年12月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められないため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、4年3月から5年9月までは44万円、同年12月は20万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、1回目の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）に係る処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

2 また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年1月31日までの期間について、前述の取引履歴によると、当該期間の申立人に係る給与振込額は、各月とも35万9,784円（5年12月は39万8,170円）であることが確認で

きるところ、当該給与振込額は、5年6月から同年9月までの遡及訂正前の標準報酬月額（44万円）に見合う社会保険料等を控除後の給与振込額とおおむね一致する。

さらに、複数の元同僚は、「入社以来、給与支給額、手取額に変更が無かったと思う。」としている上、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた前述の元同僚は、「給与額は、A社に平成4年3月1日付けで入社してから、6年1月31日付けで退職するまで変わらなかった。」と供述しているところ、当該元同僚から提出のあった平成5年分給与所得の源泉徴収票によると、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の平成4年3月から5年9月までの遡及訂正前の標準報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したが回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 7 月 1 日に A 社 B 支店に入社し、45 年 12 月 21 日まで同支店で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 42 年 8 月 1 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和 38 年 10 月 21 日から 45 年 12 月 20 日までの期間継続して A 社 B 支店で勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は、「申立期間当時の社会保険事務担当者は死亡しており詳細は確認できないが、申立期間当時の正社員であった者の人事記録は残っており、その中に申立人に係る記録は無いことから、申立人は、申立期間当時、正社員ではなく臨時社員であった可能性は高い。当時、在籍していた従業員によると、臨時社員は社会保険には加入していなかったとのことであり、同保険に加入していない従業員の給与から、厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶する元上司（申立期間当時の A 社 B 支店長）は、「当社では、正社員として採用するのは新卒者のみであり、新卒者以外の者は臨時社員として採用していた。臨時社員は入社後、数年を経過してから正社員になる者もいたが、正社員になるまでは厚生年金保険には加入していなかった。申立人は、臨時社員として採用され、後に正社員となったが、正社員となるまでの期間は同保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同

日（昭和 42 年 8 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格の取得が確認できる元同僚は、「私は、知人の紹介で臨時社員として働き始めたが、臨時社員の間は、厚生年金保険には加入していなかった。保険料も控除されていなかったと思う。」と供述しているところ、当該元同僚に係る雇用保険の被保険者資格取得日は、40 年 5 月 12 日であり、厚生年金保険加入の約 2 年 3 か月前であることが確認できる。

加えて、C 厚生年金基金から提出のあった加入員番号払出簿における申立人の加入員記録によると、資格取得日は昭和 42 年 8 月 1 日、資格喪失日は 45 年 12 月 21 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 21 日から平成 3 年 10 月 15 日まで
私は、A社に勤務していた昭和 61 年 1 月 21 日から平成 3 年 10 月 15 日までの期間について、給与手取額は 20 万円以上であったにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額が給与手取額より低額であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった雇用保険受給資格者証によると、A社の離職直前6か月（平成3年4月から同年9月まで）の平均報酬月額（26万9,370円）は、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）を上回っていることが確認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本によると、A社は平成3年11月に破産宣告を受け倒産している上、同社代表取締役は死亡していることから、申立人の申立期間に係る給料支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社の元従業員から提出のあった申立期間に係る給料支払明細書によると、給料支給額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間が確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額又は同額となっていることが確認できる上、同社において、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員12人に照会したところ、同社における標準報酬月額等の届出について供述のあった二人のうち一人（元管理職）は、「申立期間当時、同保険の手続は、社長と事務担当者の二人が行っていたため確かなことは分からない。会社の倒産により最後の給料をもらっていないなど事業所の資金繰りが厳しかったことから、報酬月額も実際の報酬月額より低く届け出していたことは考えられる。」と供述し、他の一人（事務と業務を兼務）は、「申立期間当時、会社は、社会

保険事務所（当時）には報酬月額を低く届け出し、社会保険料の事業所負担分を少なくしていたと思う。」と供述していることから、同社では、申立期間当時、従業員に支払った給料支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることがうかがえる。

さらに、B厚生年金基金から提出のあった申立人に係る厚生年金基金加入員台帳を見ると、申立人のA社における基金加入期間（昭和61年1月21日から平成2年9月30日まで）の標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から当該保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 15 日から 48 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。中学校を卒業後、転職は繰り返したが、健康保険、厚生年金保険及び失業保険がある会社でしか勤務していないので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立期間のうち昭和 47 年 3 月 1 日から 48 年 2 月 5 日までの期間について、B事業所における同被保険者記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索結果によると、申立人が主張する「A社」又は「B事業所」の名称の事業所が、申立期間にC県内において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が主張する申立事業所の所在地を管轄する法務局は、「A社」又は「B事業所」の商業登記簿は見当たらないと回答している。

さらに、現在のB事業所の事業主は、「私は、平成6年に父親が死亡した後、事業を引き継いだが、申立期間当時は子供であったため何も分からない。申立期間当時の事業主は父親であり、給与計算も父親がしていたと思うが、当時の労働者名簿や賃金台帳も残っていない。現在、B事業所は個人事業所で厚生年金保険の適用は受けておらず、父親が経営していた当時も、会社組織になったことは無く、厚生年金保険の適用も受けていなかったと思う。」と回答している上、同事業所の顧問社会保険労務士は、「私が設立した労働保険事務組合が同事業所の業務委託を受けたのは昭和48年4月からで、それ以前から同事業所は、社会保険には加入していなかった。」と証言している。

加えて、申立人と同様に、B事業所における雇用保険被保険者記録を有する4人のうち、所在が確認できた3人に照会し2人から回答が得られたところ、そのうちの1人は、「同事業所では、厚生年金保険に加入していなかったと思う。給料明細書等は残っていないため確認できないが、雇用保険と税金以外、給料から控除されていた記憶は無い。」旨証言している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 20 日から 45 年 2 月 20 日まで

私は、昭和 44 年 11 月 20 日から 45 年 2 月 20 日まで、役員専属の A 職として B 社に勤務したが、その期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「B 社に役員専属の A 職として勤務した。」と主張している。

しかしながら、申立期間に B 社において厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員 15 人に申立人の勤務実態について照会し、11 人から回答を得たものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、自身と同職種の元同僚の氏名を記憶していない上、上記回答を得た元従業員のうち複数の者は、「役員専属の A 職は二人ほどいたが、氏名に記憶は無い。また、その者たちは 50 歳くらいで嘱託社員であった。」とそれぞれ証言しており、当該職種における厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

さらに、閉鎖事項全部証明書によると、B 社は平成 21 年 7 月 * 日付けで清算終了しており、元代表取締役等に申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について照会したが、回答を得られない。

加えて、申立人の B 社における雇用保険被保険者記録は確認できない上、同社に係る厚生年金保険被保険者原票において整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。